

あなたの地区でも
活動中！

ご存じですか？

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民の皆さんの身近な相談相手です。地域の子どもたちが元気に、地域住民の皆さんが安心して暮らせるよう、町や社会福祉協議会、学校などの関係機関と協力しながら、担当地区や町内各所で福祉活動に取り組んでいます。



民生委員・児童委員とは？

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。

それぞれの地域で常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人たちであり、「児童委員」も兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮

らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

本町では、民生委員・児童委員31人と児童に関する相談・支援を行う主任児童委員2人が、担当地区および町内各所で、無報酬で福祉活動に取り組んでいます。

民生委員・児童委員、主任児童委員の主な仕事

民生委員・児童委員

特定の区域を担当し、高齢者や障がいがある人の福祉に関すること、子育てなどの不安に関するさまざまな相談・支援を実施しています。

- 世帯を訪問し、状況を把握
高齢者のいる世帯、障がいのある人の世帯、生活に困窮している世帯、母子・父子世帯 など
- ニーズに応じた支援やサービスの情報を提供
- 児童の登下校時の見守り
- 「心配ごと相談」での相談 など

主任児童委員

特定の区域を担当せず、地域の児童福祉に関する機関の連携を図り、区域担当の児童委員の活動をサポートしています。

- 町、福祉事務所、児童相談所や保健所、学校と区域担当の民生委員・児童委員との連絡調整
- 民生委員・児童委員の活動に関する相談 など

民生委員・児童委員はどんな活動をしているのでしょうか？

CASE1 見守り訪問

見守りが必要と思われる一人暮らしの高齢者等を対象に、委員が自宅を訪問し、安否確認を行っています。

CASE2 登下校の見守り

子どもたちが安全に登校できるように、声掛けを行いながら見守りを行っています。



CASE3 心配ごと相談

町民の生活における不安や心配ごとの解消・解決を目的として、月に1回、心配ごと相談を行っています。

CASE4 子ども民生委員

希望した甲佐中学校の生徒を「子ども民生委員」として委嘱し、地域の委員と協力して、一人暮らし高齢者宅への友愛訪問活動を行い、交流を深めています。



CASE5 定例会

毎月「定例会」を開催し、委員間の連携や情報交換、知識向上のための研修を行っています（写真は、上益城消防署での研修の様子）。



地域と行政のつなぎ役 民生委員・児童委員へインタビュー

地域の方と接する機会が多く、高齢の一人暮らしの方を訪問しお話を聞くととても喜んでもらえて、私のほうが元気をもらっています。

悩みごと相談などでは、専門的な知識も必要な場面もありますが、月1回の定例会では、委員同士で意見交換や知識向上の研修などを行うことで、委員一人で問題を抱え込まずに活動することができています。



民生委員・児童委員
いのうえ みほ
井上 美穂さん
(担当地区：下豊内区)

長年勤めた仕事に区切りがついたタイミングで、今後は世の中のため、地域のためになることをしていきたいと思い民生委員・児童委員を引き受けました。

責任感のある仕事で日々勉強になることばかりですが、何よりも地域の方々に喜んでもらうことが私にとっても喜びになり、やりがいにつながっています。



民生委員・児童委員
協議会会長
もりた よしかつ
森田 義勝さん
(担当地区：船津区)

民生委員・児童委員には「守秘義務」があり、秘密は固く守られます

民生委員・児童委員、主任児童委員には、民生委員法第15条で定められた守秘義務があります。守秘義務は、任期中はもちろん、退任後も引き続き課せられています。

民生委員・児童委員には、日々さまざまな相談が寄せられ、専門機関による支援につなぐことなどを通じて、課題解決のお手伝いをしています。地域住民の一員である民生委員・児童委員は、皆さんの最も身近な相談相手です。

相談内容や個人情報などプライバシーに配慮した支援活動を行っていますので、安心してご相談ください。

▶お問い合わせ先 町民生委員・児童委員協議会事務局 ☎096-234-1192 町福祉課 ☎096-234-1114